



初さけ定第2号	有限会社丸金岩田水産	吉前郡初山別村地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、幹長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
遠さけ定第1号	大村義昭ほか1名	天塩郡遠別町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、幹長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
天さけ定第1号	前山義彦ほか9名	天塩郡天塩町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、幹長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
幌延さけ定第1号	菅井好文ほか3名	天塩郡幌延町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、幹長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
幌延さけ定第2号	白井教ほか1名	天塩郡幌延町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、幹長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
幌延さけ定第3号	前山義彦ほか9名	天塩郡幌延町地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	さけ定置漁業	8月1日から11月30日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、幹長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
留ひらめ定第1号	有限会社祐川商店	留萌市地先	別紙漁場図のとおり		定置漁業	ひらめ定置漁業	4月5日から9月15日まで	令和6年1月1日から令和10年12月31日まで	個別	—	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 4月5日から4月19日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 9月1日から9月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけが漁獲されたときは、直ちに海中に戻さなければなりません。

# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 増さけ定第1号

### 漁場の位置

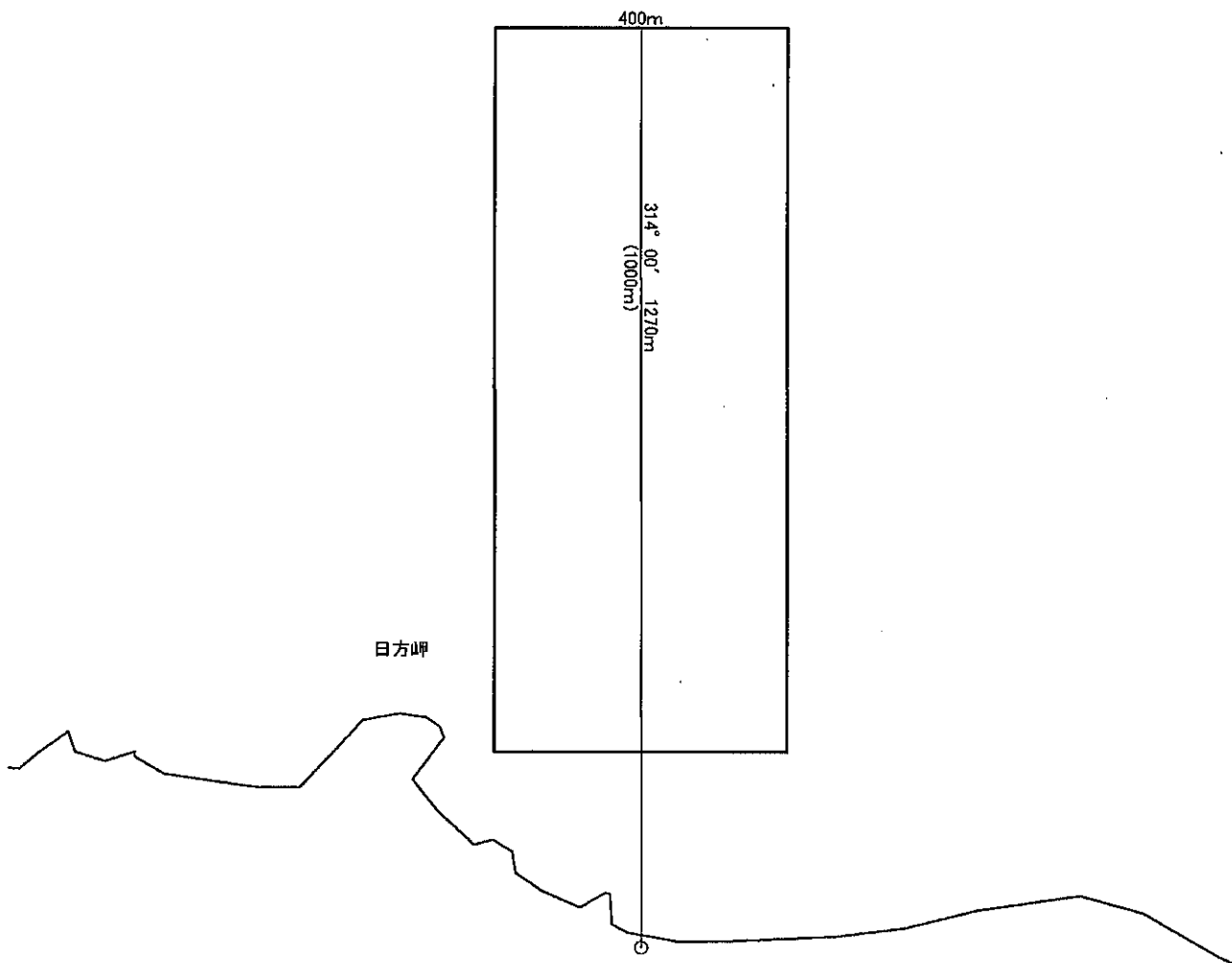
増毛郡増毛町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -21096.2433

Y = -68920.3188



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 増さけ定第2号

### 漁場の位置

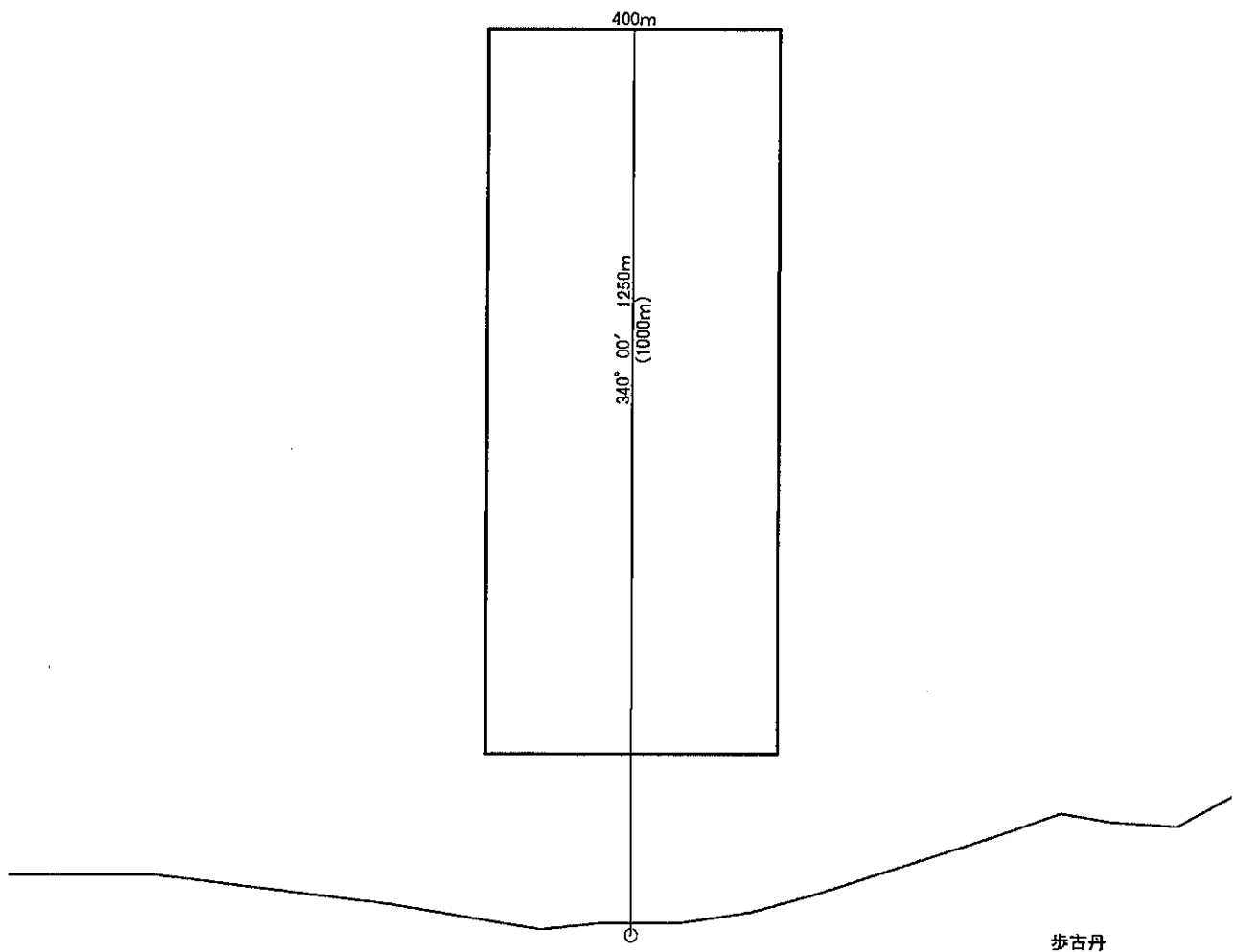
増毛郡増毛町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -20298.5983

Y = -67473.0093



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 10,000

## 増さけ定第3号

### 漁場の位置

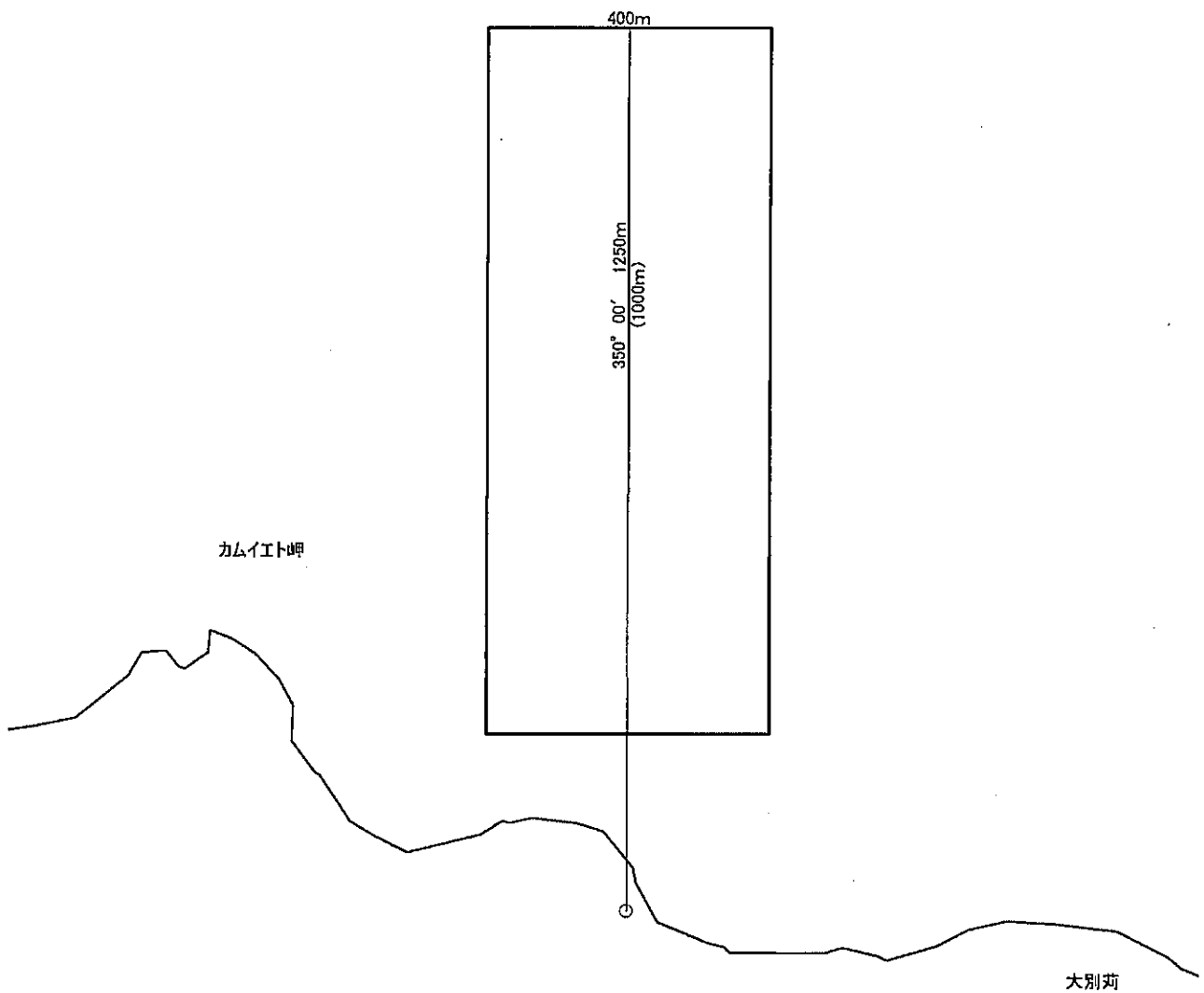
増毛郡増毛町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -18229.0621

Y = -63133.2588



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 増さけ定第4号

### 漁場の位置

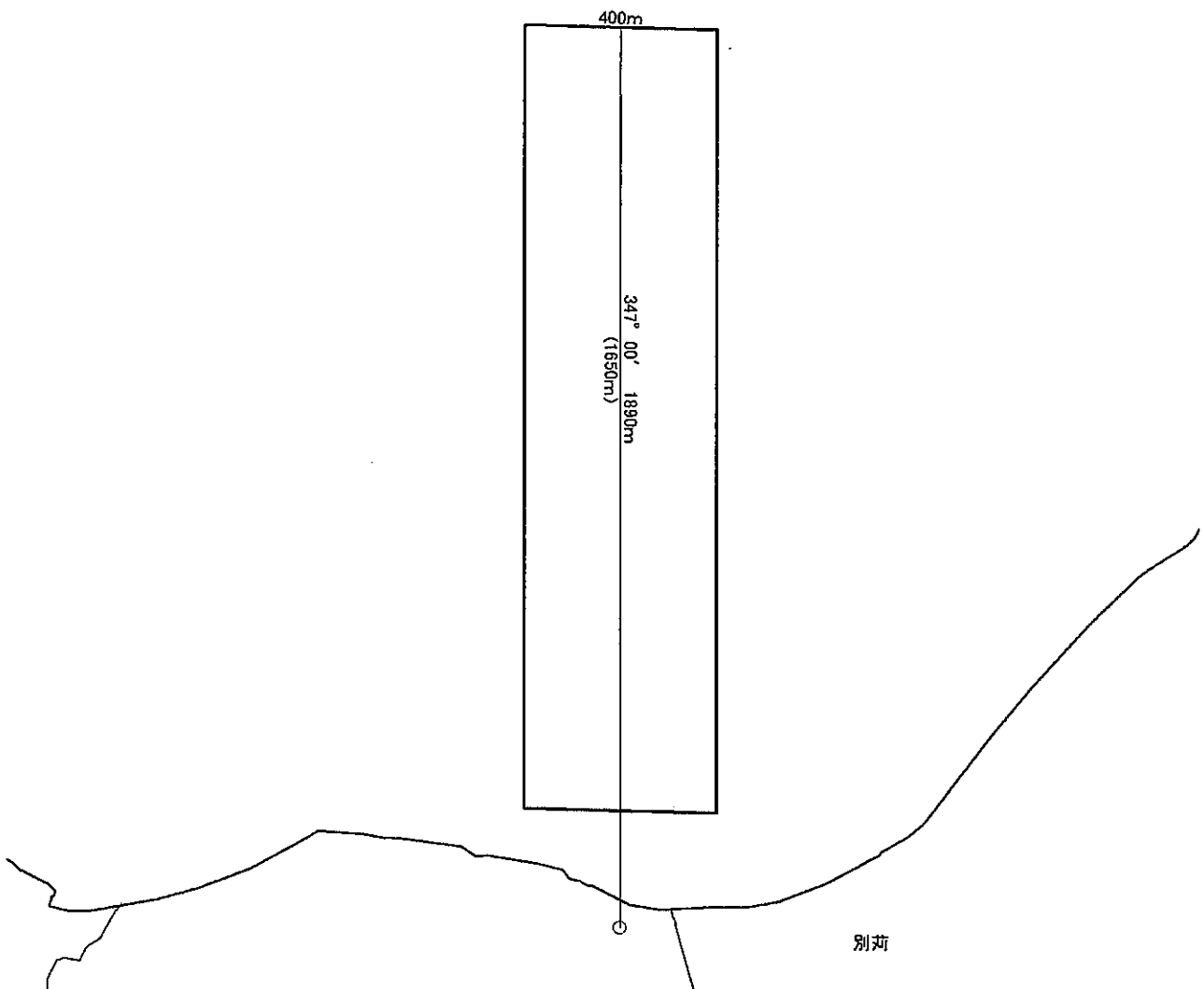
増毛郡増毛町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -18005.2815

Y = -61107.8145



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 増さけ定第5号

### 漁場の位置

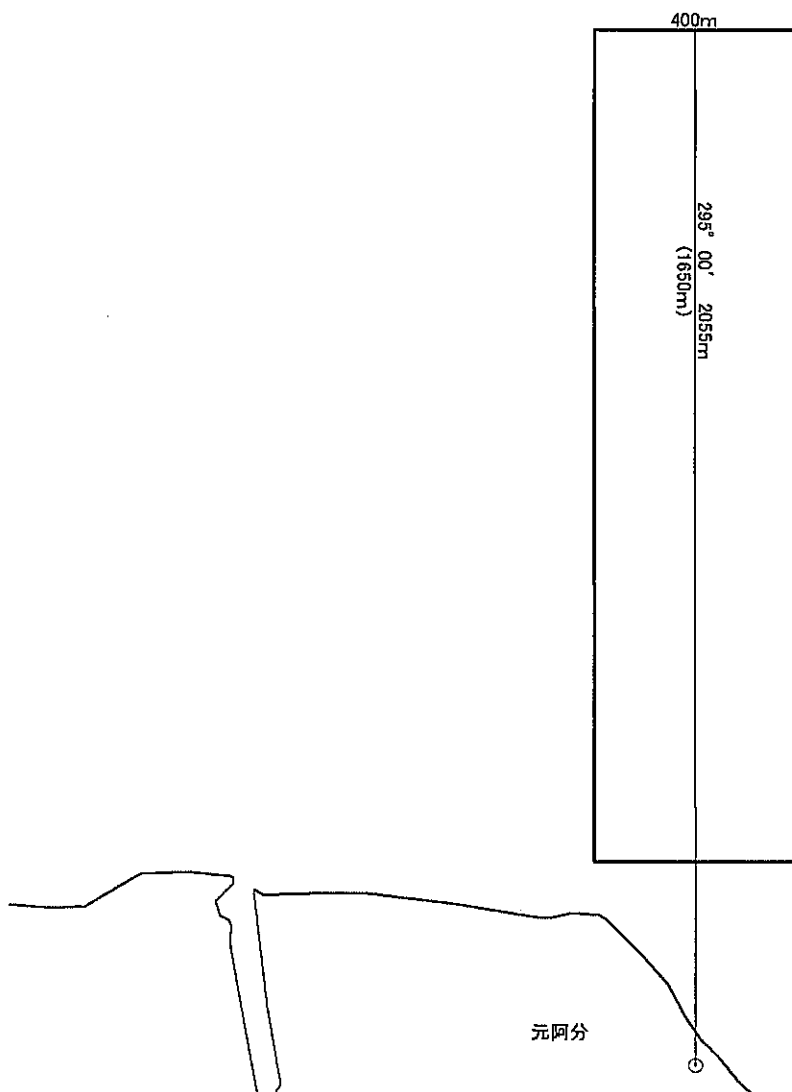
増毛郡増毛町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -12852.1816

Y = -52838.0561



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 留さけ定第1号

### 漁場の位置

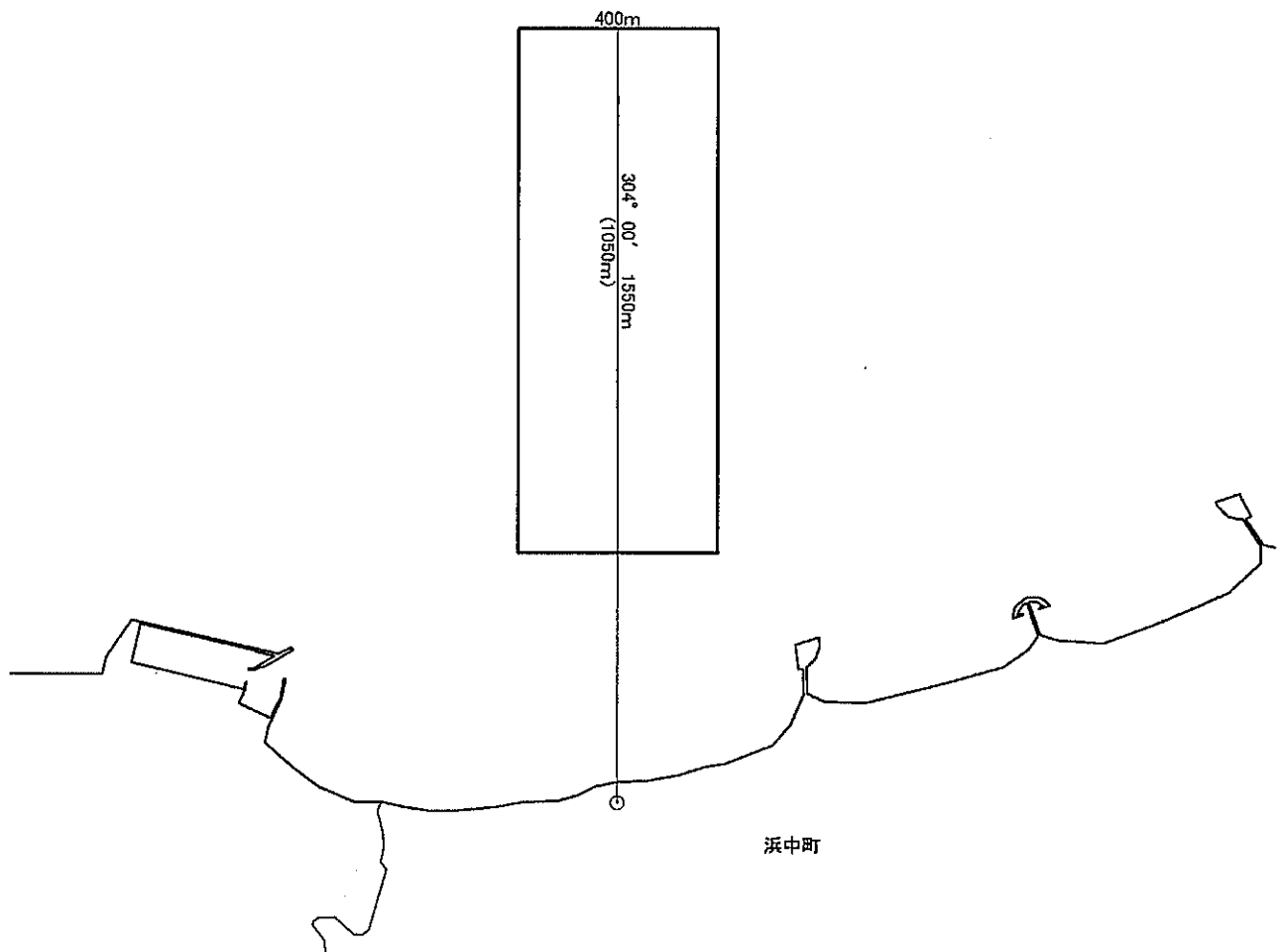
留萌市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -8370.6089

Y = -49899.7187



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 小平さけ定第1号

### 漁場の位置

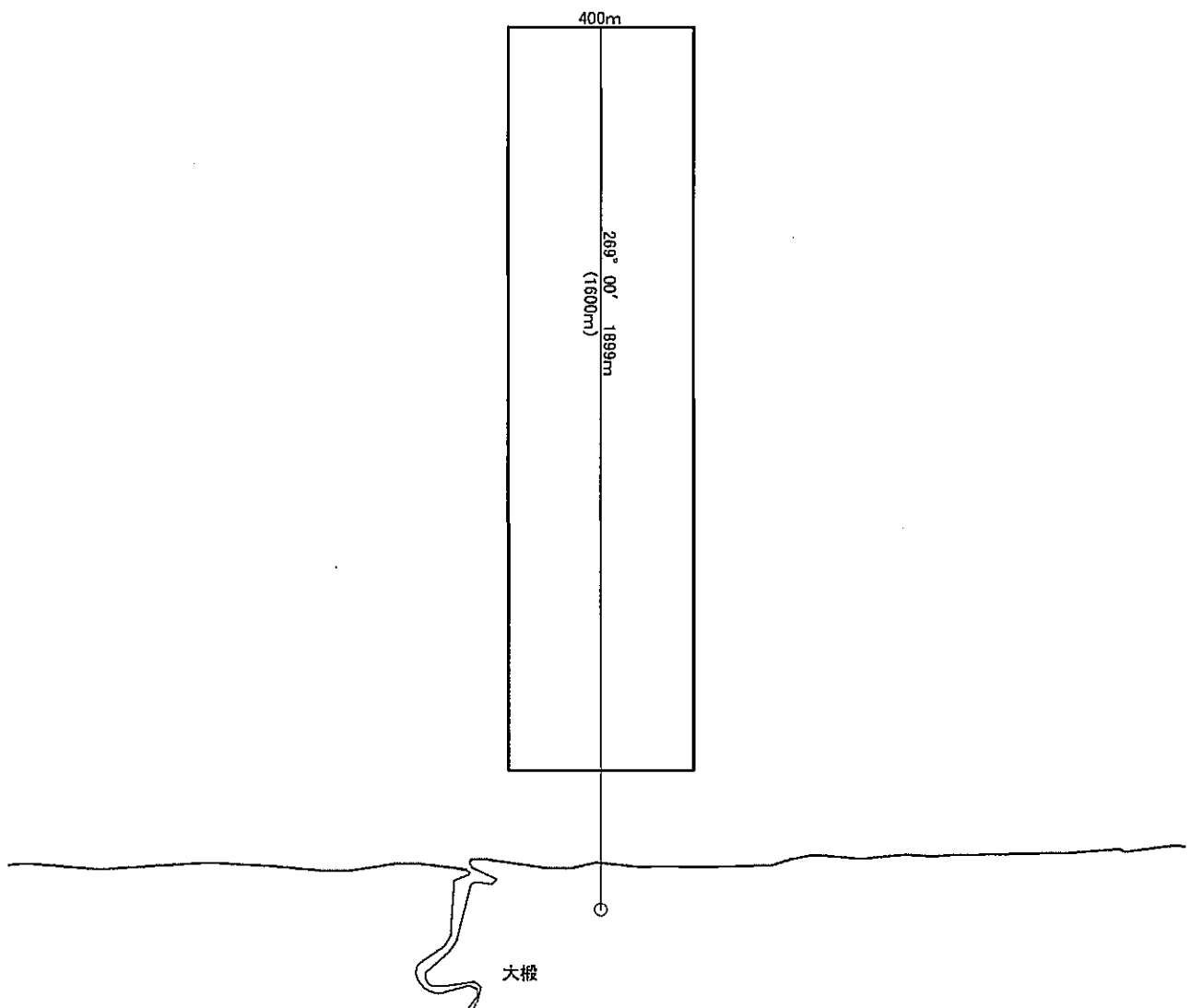
留萌郡小平町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 8560.5183

Y = -46993.8718



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 羽さけ定第1号

### 漁場の位置

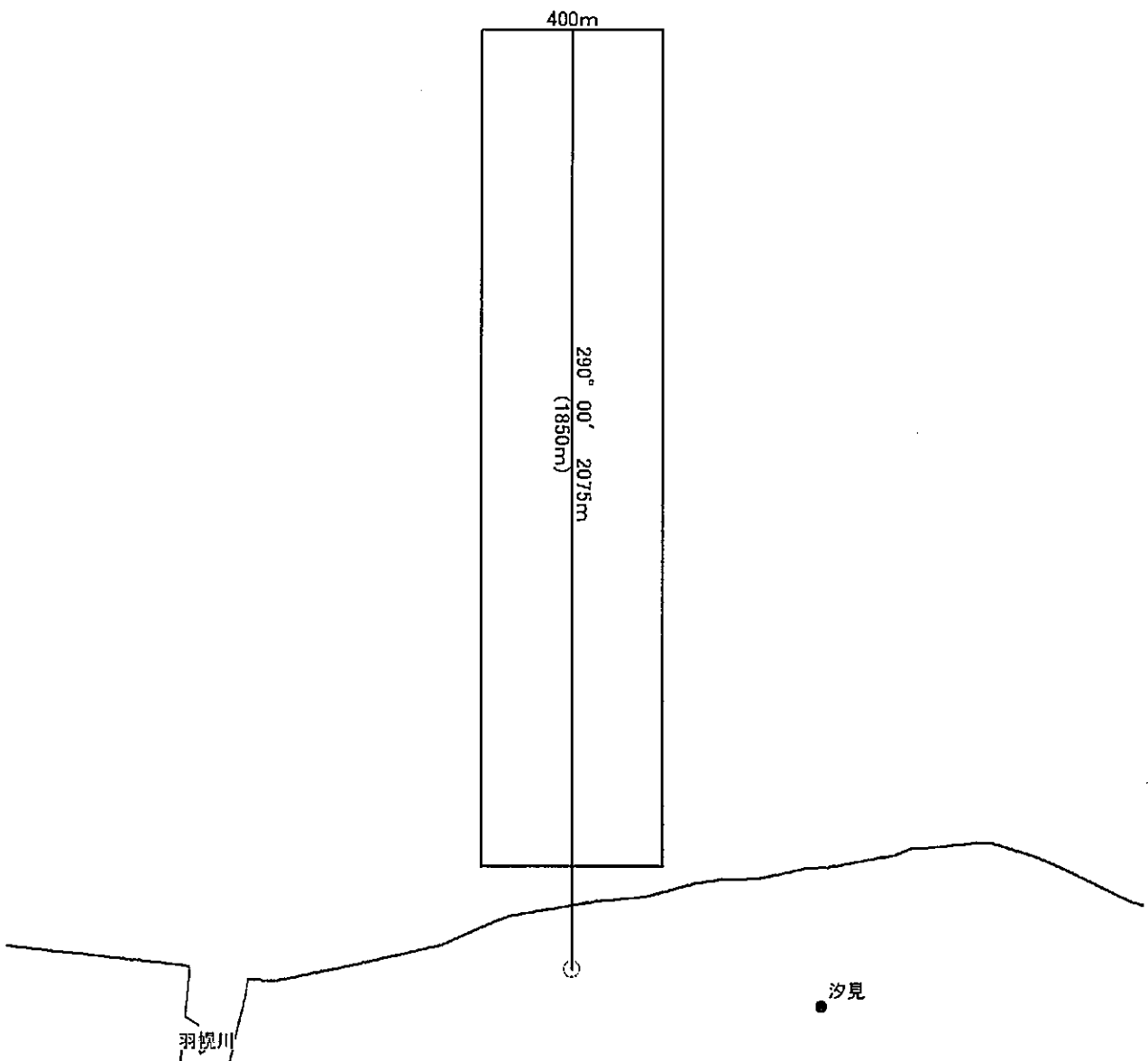
苫前郡羽幌町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 42828.6169

Y = -43058.5839



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 羽さけ定第2号

### 漁場の位置

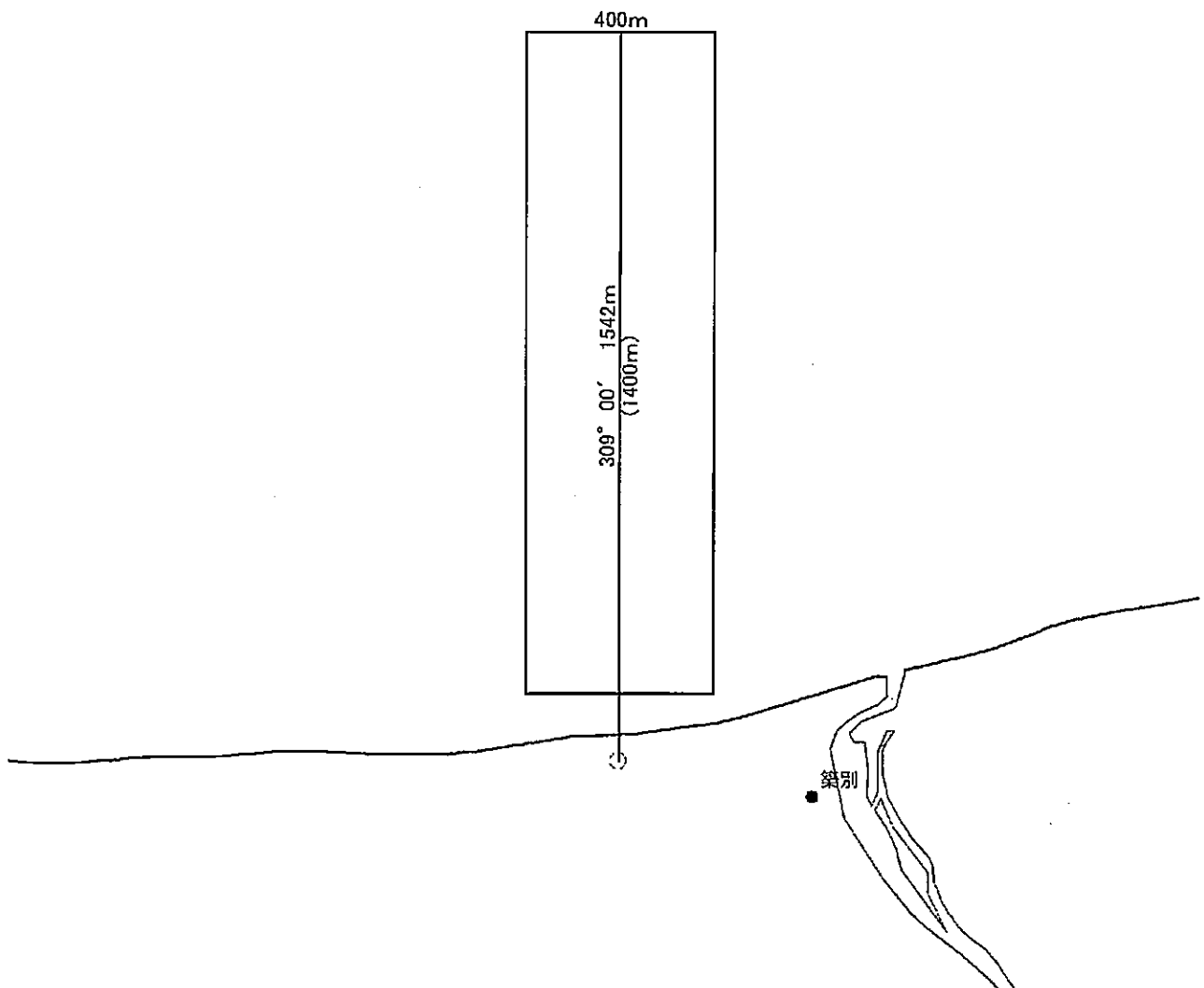
苫前郡羽幌町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 46121.5373

Y = -41000.4441



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 初さけ定第1号

### 漁場の位置

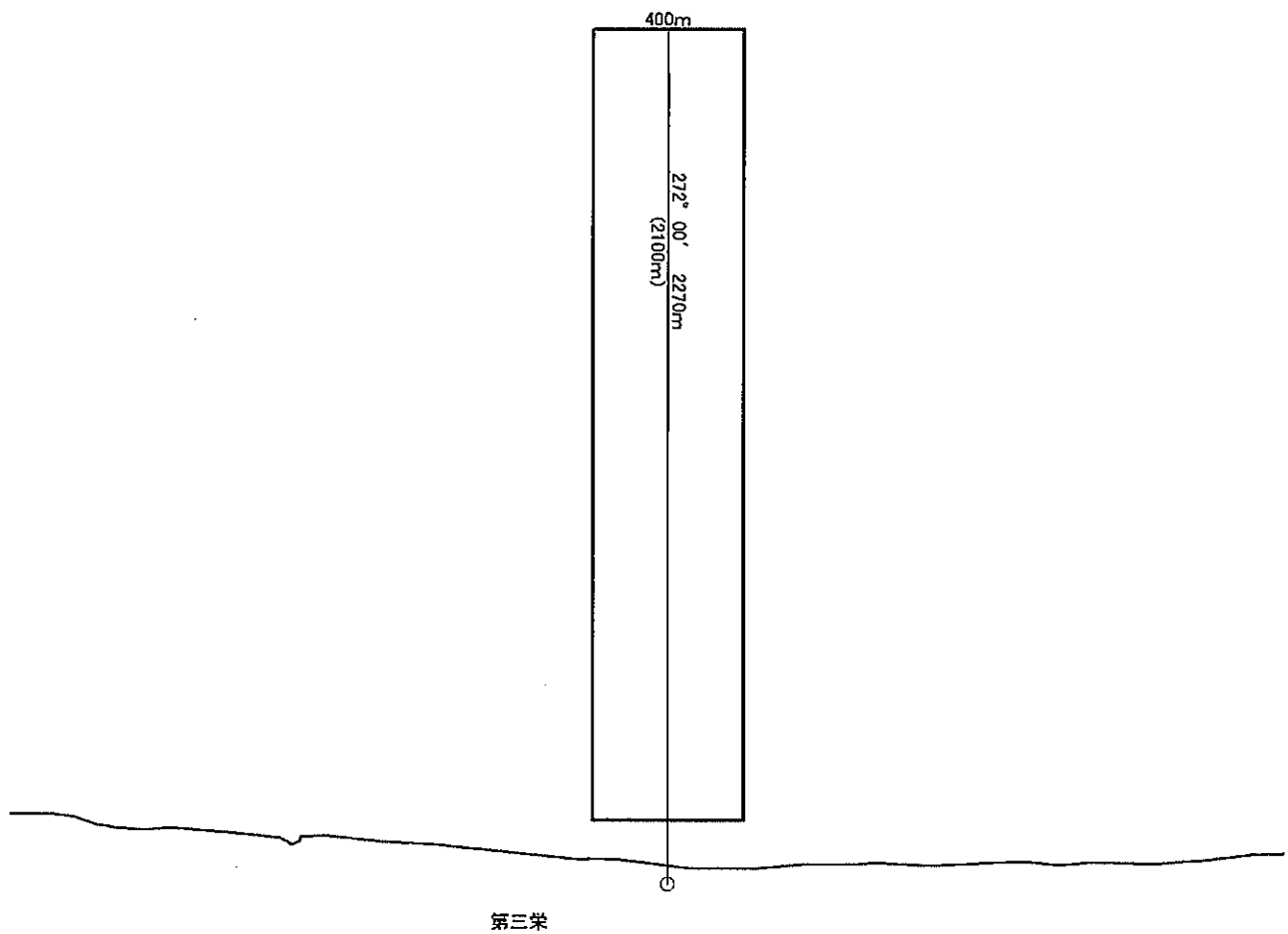
苫前郡初山別村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 56131.1009

Y = -38583.9777



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 初さけ定第2号

### 漁場の位置

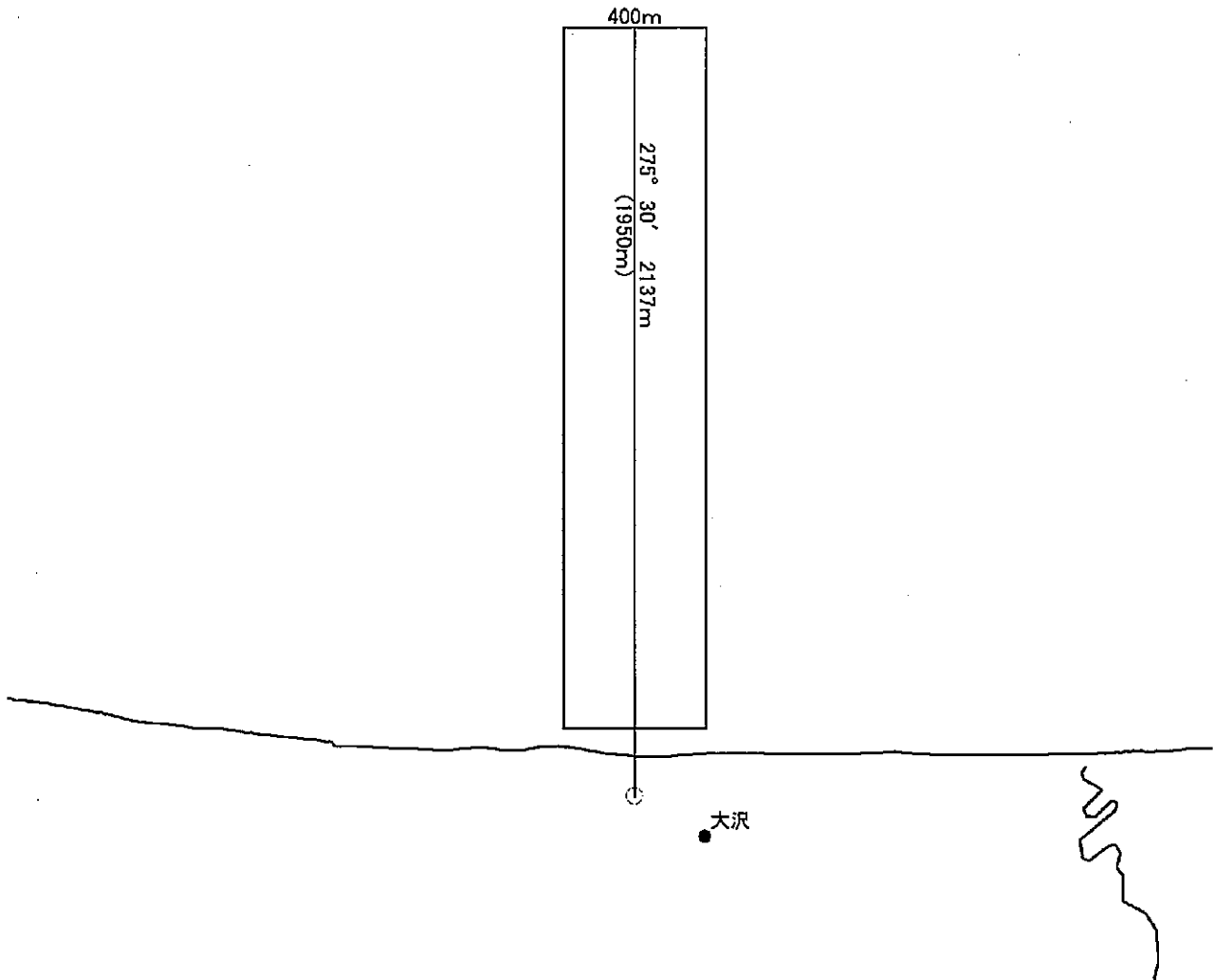
苫前郡初山別村地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 65993.9294

Y = -36565.3864



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 20,000

## 遠さけ定第1号

### 漁場の位置

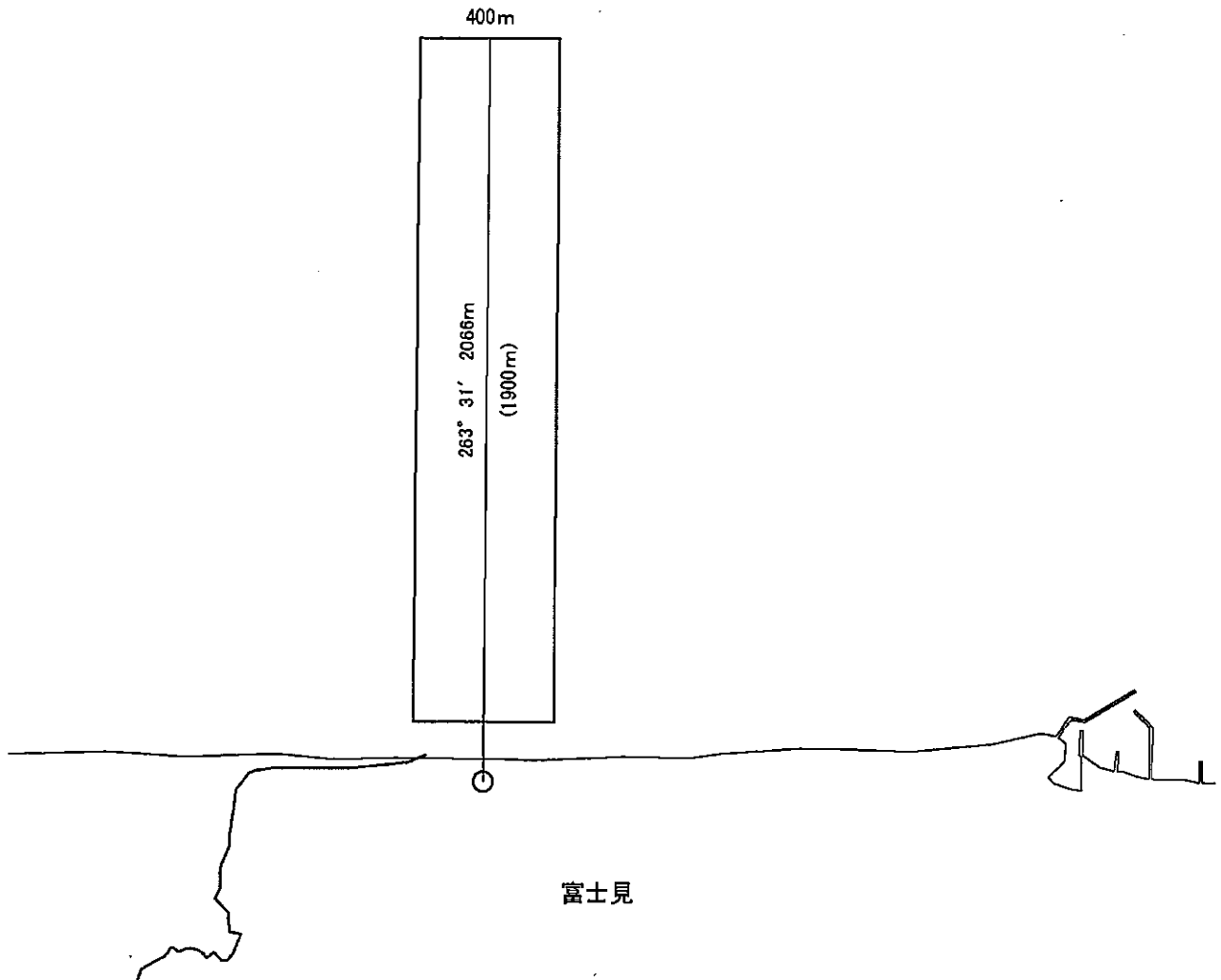
天塩郡遠別町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 78665.683

Y = -36720.379



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 天さけ定第1号

### 漁場の位置

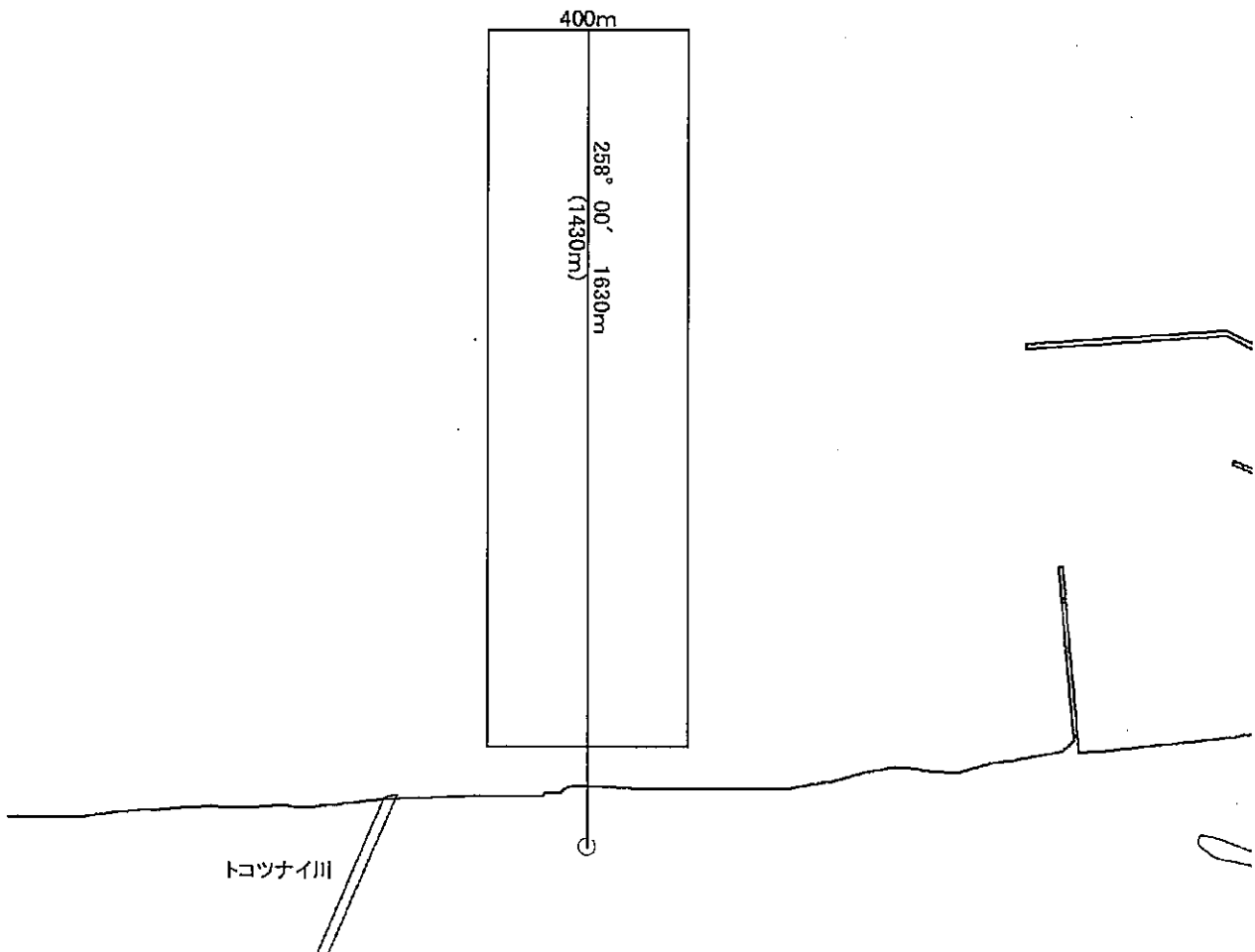
天塩郡天塩町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 95677.6797

Y = -39728.7347



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 幌延さけ定第1号

### 漁場の位置

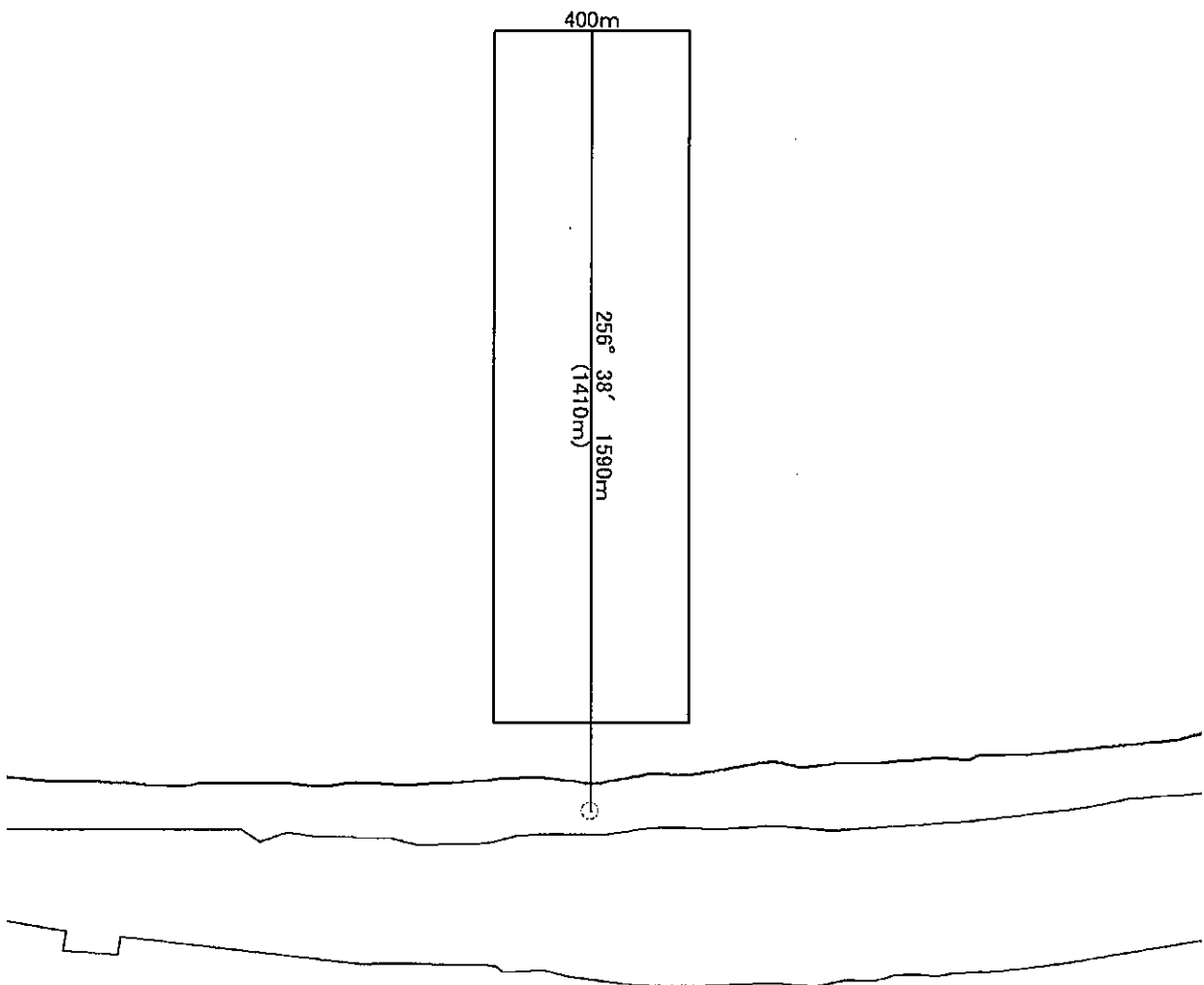
天塩郡幌延町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 99330.4892

Y = -40673.5106



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 幌延さけ定第2号

### 漁場の位置

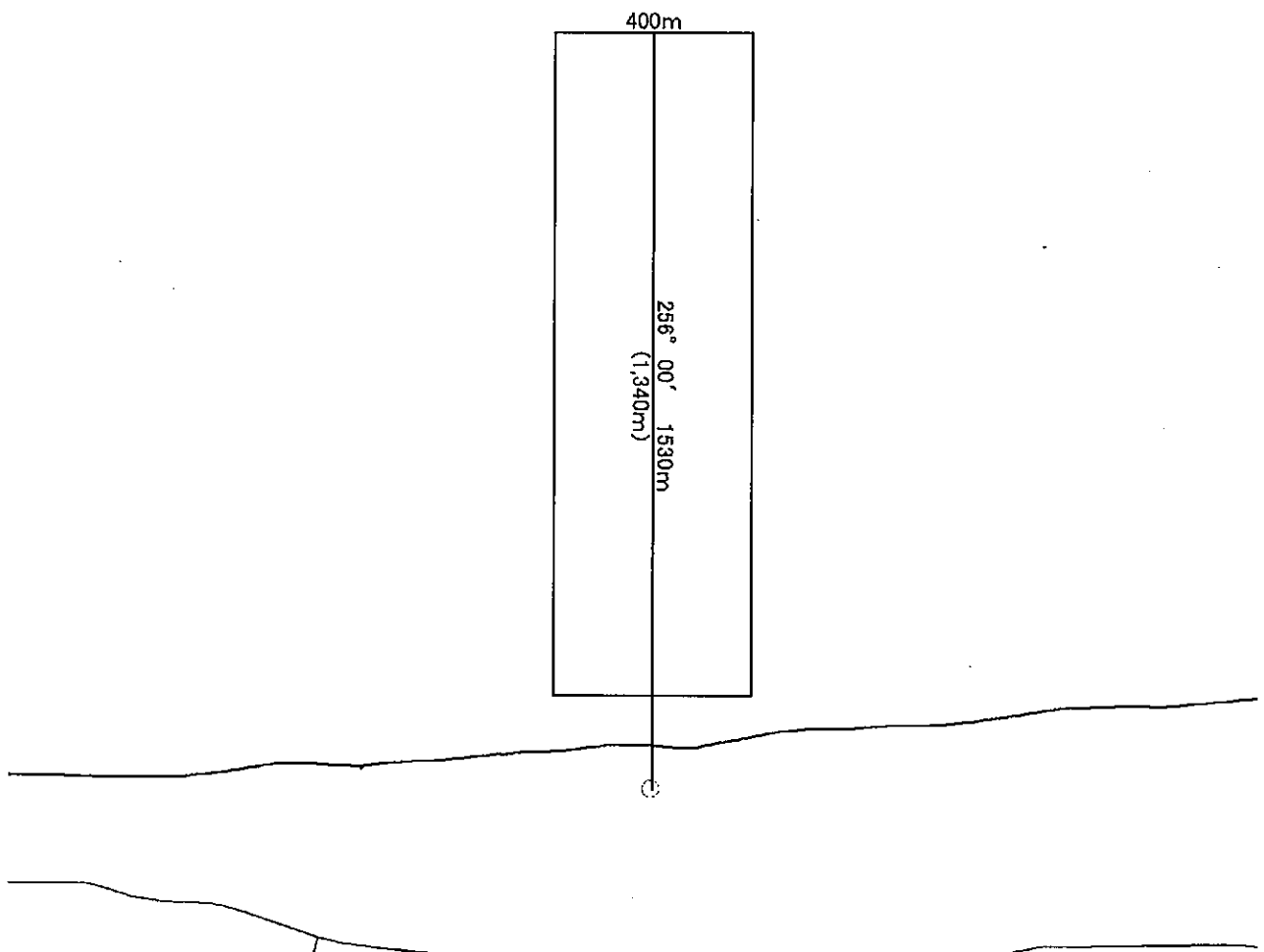
天塩郡幌延町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 102812.5272

Y = -41723.5823



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

## 幌延さけ定第3号

### 漁場の位置

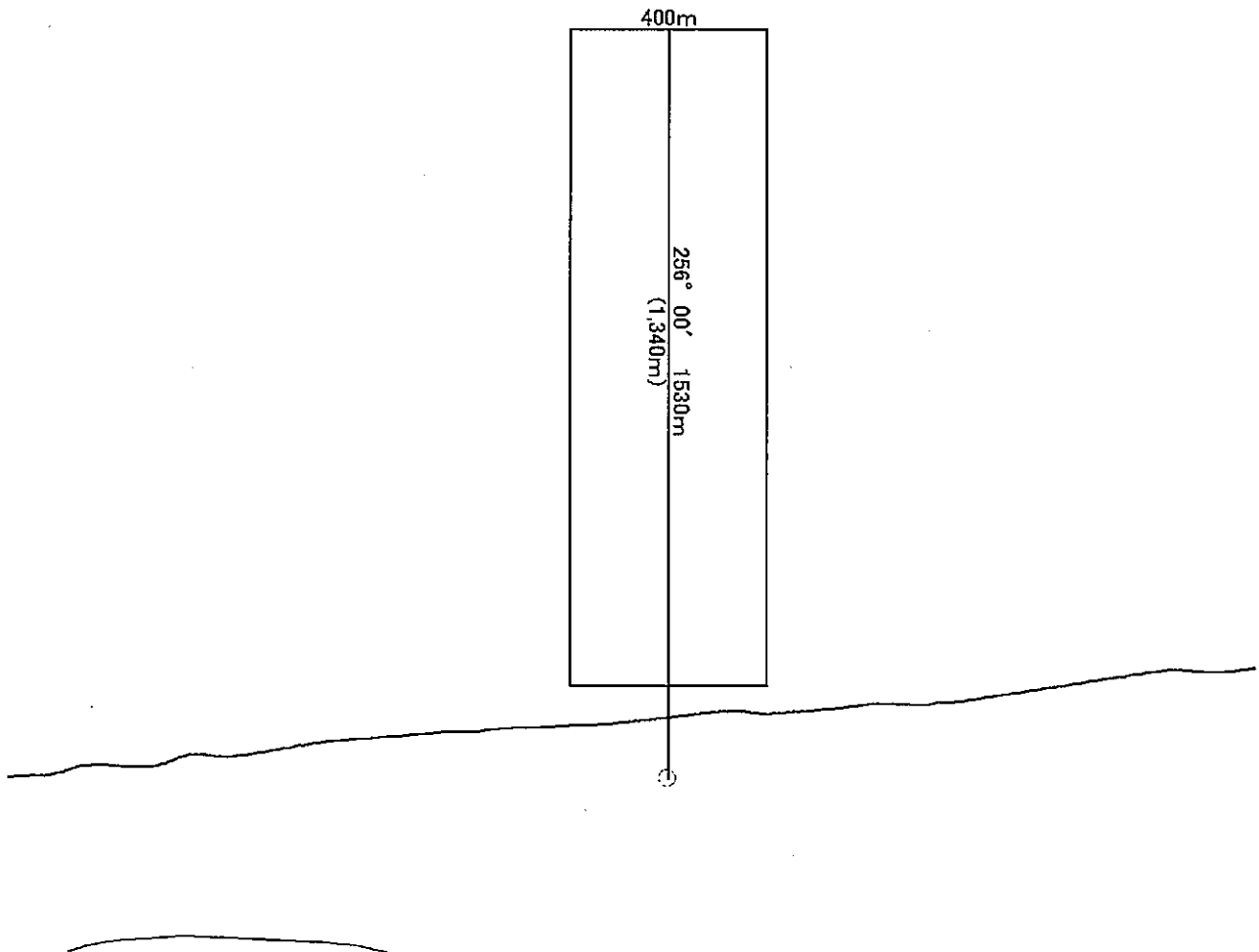
天塩郡幌延町地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 106263.5635

Y = -42870.5875



# 定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 75,000

## 留ひらめ定第1号

### 漁場の位置

留萌市地先

### 漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = -10399.9029

Y = -51371.283

